

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
長野県及び長野県下伊那郡大鹿村

- 2 構造改革特別区域の名称
大鹿村中山間地農業活性化特区

- 3 構造改革特別区域の範囲
長野県下伊那郡大鹿村の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

(1) 中山間地農業の現状

本村は南アルプス赤石岳の麓に位置し、面積 248.35 平方キロ、人口 1,433 人で、南アルプスの大自然のなか、大鹿歌舞伎等の貴重な文化が継承されている山村である。

基幹産業である農業は、中央構造線断層地質や寒暖の差が激しい気候風土のため、雑穀や野菜の栽培に優れ、中でも大鹿大豆は周辺地域でも有名な特産品であり、近年ブルーベリーや花卉は特産品として市場での評価も高いものの、高齢化の進展等により栽培農家の減少が懸念されている。

一方、食の安全に対する国民的な意識の高まりとともに山村の自然の中での農作業体験等、中山間地農業への期待は高まりつつある。

このような状況の中、第三次大鹿村総合振興計画において、観光と連携した農業の振興を柱とする「地場産業起こしによる村づくり」を目標に掲げ取り組んでいるが、過疎化、高齢化の急激な進展により、農業の担い手は高齢者や女性が大半となっており、農業サイドでの栽培面積の大幅な拡大は望めない現状で、新たな施策を模索している状況である。

(2) 担い手の減少

本県の基幹的農業従事者のうち 65 歳以上の割合（平成 12 年度末現在）は 57.4%となっており、今後、10 年間で農業従事者の大幅なリタイアが想定されることから、担い手の減少が深刻な状況となっている。

一方、大鹿村の農業従事者については、65歳以上の割合（平成12年度末現在）が58.4%とさらに深刻で、今後、農業の維持・継続が困難な状況になることが予想されている。

（3）遊休農地の発生状況

本県における遊休農地の状況は、平成7年から平成12年までの5年間に1,359ha増加（増加率114%）し、平成12年度末現在で10,907ha（耕作放棄地率10.9%）である。

これは、全国の状況の中で、第3番目と高く、本県の農業生産の維持・発展を図る上で、遊休農地の解消は大きな課題となっている。

一方、本村では、農地は標高700mから1,600mまでの高冷地に散在している上、経営規模が1ha未満の零細農家が92%であり、過疎化、高齢化による担い手の減少と獣による作物被害等により、耕作放棄地は平成12年現在で18.5ha（田5.8ha、畑11.9ha、樹園地0.8ha）（耕作放棄地率12.3%）、経営耕地は平成7年からの5年間で15%減少の131haとなっている。

（4）他産業の状況

本村においては、第2次産業の半数が村内の建設業に就業する兼業農家として生計を維持しているが、近年の公共事業の減少による過剰な労働力の効率的な活用を図るため、異業種参入への検討がなされている。

また、製造業においても景気の低迷を反映して、雇用の悪化などによる産業の活力が失われつつある。

一方、南アルプスの大自然や温泉、大鹿歌舞伎等の多様な観光を求めて観光客は訪れるものの、景気の低迷や余暇活動の多様化により観光客数は横倍傾向となっている。このため観光業にとっては農林水産資源の活用が最も重要な課題となっており、山村生活と農業を軸とした振興のためにも農業の労働力を建設業等の企業の農業参入により確保することが期待されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本村における農業は、地質や気候等の地域性を活かした特産品栽培とともに、観光と農業との連携による産業振興が課題となっている。

しかしながら、平坦地が少なく農地が散在している地形的要因と、過疎化、高齢化による担い手の不足により農業の維持・継続が非常に厳しい状況となっている。

一方、食の安全に対する意識の高まりとともに、山村の自然の中での農作業体験等、中山間地農業への期待は大きくなっており、大鹿大豆、ブルーベリー、花卉を始め農産物の今後の需要が見込まれる。

このような状況のなかで、新たな農業の担い手の育成が本村の主要施策となっているが、農業面だけの対応では担い手の確保が困難であるため、農地法の特例を活用し建設業等の企業との連携を図り、遊休農地の有効利用と大鹿大豆やブルーベリー等の地域特産品の生産拡大と加工販売の研究による新たな特産品の開発を図る。

併せて、全村有機、低農薬栽培を推進し、安心して安全な農作物のブランド化を図り、全国に波及させるよう取り組みを発展的に進める。

このことは、構造改革特区により村が目指している「地場産業起こしによる村づくり」が住民、企業、行政の協働により実現される。

また、建設業等を初めとする企業の労働力を活用し、中山間地農業の新たな担い手として農業へ参入するといった試みは、遊休農地の解消や後継者のいない農業の停滞した中山間地の活性化及び農業所得の向上といった効果を生み、全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 本村の特産品である大鹿大豆、ブルーベリー、花卉等を農業振興の核として、「地場産業起こしによる村づくり」を住民、企業、行政が協働して取り組み、豊かな自然や地域文化とともに都市との交流を通して、本村の基本目標である「ゆとりと感動 楽しみを発見する大鹿村」を目指す。

大鹿大豆は村内の加工施設により大鹿豆腐、油揚げ、味噌に加工されているが、大豆の生産量が少なく必要量の2割程度にとどまっていることから栽培拡大を推進し、全量大鹿大豆によるブランド商品造りとともに新たな商品開発や、宿泊施設での食の研究による利用拡大を図る。

ブルーベリーは果実出荷の他、乾燥品の生産や菓子などの加工品の開発を行うとともに、観光農園の拡大を図る。

- (2) 環境に配慮した中山間地農業の取り組みとして、家畜ふん尿処理堆肥化施設の建設などによる低農薬・有機栽培による安心して安全な大鹿大豆や高原野菜の生産による地産地消を推進するとともに、山村留学や農業体験等の都市との交流を通して顧客の拡大を図り、交流都市の消費者を対象とした契約栽培の実施を図る。

(3) 当該地域で過疎化・高齢化により労働力が不足している現状において、本計画による特定事業を導入し、企業が農業に参入して複合経営を行うことにより、中山間地農業の新しい担い手となり、高齢化・過疎化による農業の労働力不足を補完する。

また、農業に興味のある若者の新しい職場とすることにより、新規就業者の増加と農業後継者の育成を図る。

(4) 農業集落等の住民活動との連携を図り、都市住民との交流や農業体験を通して観光と連携した地域の活性化への協力を行い、地域農業の維持・発展に寄与する。

(5) 遊休農地の活用による特産品の生産拡大や高冷地の特性を活かした新たな特産品の開発による付加価値の高い農作物の栽培等への取り組みを行い、地域農業へ活力を与えるとともに農地の持つ多面的機能の維持を図る。

なお、本計画の推進による成果については、これを積極的に普及啓発することで、計画区域を拡大し、特区外の他地域への拡大を積極的に図っていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の振興

大鹿村大豆、ブルーベリー等の地域特産品の生産拡大と加工販売の研究による新たな特産品の開発により地域振興が図られる。

大鹿大豆、ブルーベリー等作付面積の増加：
平成 19 年度末で 5 ha の増加（見込み）

(2) 安心で安全な農産物の普及

家畜ふん尿処理堆肥化施設の建設などによる全村有機、低農薬栽培を推進することにより、安心で安全な農産物のブランド化が定着し、観光と連携した農業の振興が図られる。

村内での野菜・果実の粗生産額は 4 千万円程度にとどまっているが、村内 21 件の宿泊施設での地元産野菜利用が現状の約 2 倍（年間利用率 5 割程度）朝市や特産品直売での販売の拡大、観光農園の取り組み等に

より平成 19 年度末で約 2 千万円程度の収入の増加が見込まれる。
交流の拡大による特定の地域との契約栽培を新たに推進により、平成 19
年度末で約 1 千万円の収入の増加が見込まれる。

(3) 中山間地農業への新たな担い手創出効果

企業の農業参入により農業の労働力不足が解消され、地域農業へ活力を
与えるとともに、遊休農地の有効活用により、農地の持つ多面的機能の維
持が図られる。

また、企業が抱えている農業経験者の技術と労働力が有効に活用される
とともに、農業に興味のある若者の新しい職場となり、新規就業者の増加
と農業後継者の育成が図られる。

なお、当初から参入を予定している企業の農業参入によるモデル的な取
り組みの波及効果として、その他の企業の参入も見込まれる。

これらの効果は次のとおり見込まれる。

遊休農地の解消面積：平成 19 年度末で 5 ha (見込み)(対象地域内の
遊休農地面積 18.5ha 全体の約 30%)

当初参入予定企業の約 3 割(年間：30 人)が農業部門へ従事(見込み)

新規就業者の増加：平成 19 年度末で 3 人(見込み)

法人の農業参入の波及：平成 19 年度末で 2 企業の増加(見込み)

(4) 都市農村交流による地域の活性化

農業集落等の住民活動との連携を図り、農を通した都市との体験交流を
実施することにより、農業生産の向上や農村景観の保全に協力し、地域の
活性化が図られる。

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法
人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事 業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体 が必要と認める事項

- ・ 遊休農地総合対策事業補助金

遊休農地の再生と活用を推進するため、遊休農地の実態把握や遊休農地活用計画を策定するとともに、農地の再生活用のための土地条件整備等を行い、優良農地の確保を図るための助成を行う。

- ・ 新規農業参入者指導事業

大鹿村営農支援センターを中心に、新規参入する企業の栽培計画の提案や研究会の開催、技術指導を行い、適正で効率的な農業の事業拡大を促進する。

- ・ 生産振興総合対策事業補助金（耕畜連携・資源循環総合対策事業）

畜産ふん尿の効率化を推進するため、畜産農家と参入する企業が組合員となって堆肥化施設の整備を行い、組合員の利用を始め、全村での有機農業を推進するための助成を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：大鹿村

農地の借受主体：事業に携わろうとする企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

特定事業の実施主体である大鹿村が、遊休農地等の所有者から賃貸した農地等について、特定事業の実施により耕作または養畜の事業を行うこととなる企業に賃貸する。また、長野県及び大鹿村は、特定事業の実施により耕作または養畜の事業を行う企業と構造改革特別区域法第16条第2項第2号の協定を締結し、その耕作または養畜の事業の適性かつ円滑な実施を確保することとする。

これにより、中山間地の新たな農業の担い手として、企業が抱えている農業経験者の技術と労働力の有効活用により、農業の労働力不足を解消するとともに、遊休農地を活用して特産品の生産拡大や高付加価値作物への取り組みを行う。また、若者の新しい職場とすることにより新規就業者の増加と農業後継者の育成に勤める。さらに、集落等の地域活動との連携による都市住民との交流等、多様な農地の活用が図られ、中山間地農業の新たな展開に寄与するものである。

当初、参入を予定している企業が、特定事業により、大鹿大豆、ブルーベリー等の栽培拡大や新たな商品開発などを進める予定であるが、村内外には、他にも製造業等を初めとする企業があることから、遊休農地を活用した特産品の生産拡大や高付加価値作物への取り組み実績について啓発活動を行い、将来的に新たな企業の参入を目指し働きかけを行っていく。

当初参入予定企業：・大協建設株式会社・(株)トライネット大鹿支店
・株式会社吉野組　・牧島建設有限会社

事業区域：大鹿村全域

事業開始：平成 15 年 7 月中旬

認定された日以降のスケジュール（見込み）

- ・ 賃貸借契約に伴う賃借料の予算化（6 月下旬 * 上程 6 月中旬）
- ・ 賃貸借契約の締結（長野県大鹿村、農地所有者）（7 月上旬）
- ・ 賃貸借契約の締結及び協定書の締結（長野県大鹿村、建設業者 4 社）（7 月中旬）

（実施する事業内容等に関する事項については、長野県及び大鹿村と協定の締結について合意している。）

企業が行う農業の内容及び実施方法

実施区域のうち、当初は大協建設株式会社他 3 社が、各社 1 団地（約 1 ha）ずつの 4 団地（4ha）において、大鹿大豆、ブルーベリー等の栽培を実施するが、5 年後には他の企業も参入を進めることにより、35ha（遊休農地 5ha 含む）へと拡大させていく。

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、遊休農地の増加が深刻な状況の中、農業生産法人以外の法人による農業の参入は、遊休農地の利活用と農地の多面的機能の維持、さらには地域振興等を図る上で有効と考える。

当該地区は、経営耕地面積が 1995 年で 155ha、2000 年で 131ha と、24ha 減少。遊休農地率が 1995 年は 10.9%であったが、2000 年は 12.3%と、県平均 10.9%を上回っており深刻な状況となっている。

また、農業従事者の高齢化率（65 歳以上）も 1995 年で 56.8%、2000 年で 58.5%と 1.7%増加しており、経営規模が 1 ha 未満と零細のため、農業後継者が不足しているなか、維持管理が十分できない耕作地の効率的利用を図る必要が相当程度あり、今後さらに増加することが見込まれる。

そこで、企業による新たな農業参入を図ることで、不足している農業労働力を確保するとともに、遊休農地を活用した特産品の生産拡大や高付加価値作物への取り組み等を行うことにより、農業及び地域の活性化、農地の多面的機能の維持が図られることから、当該特例措置の適用は適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。